

## 出口戦略検討会議委員からの意見概要

### 第1回アンケート調査分

#### 1. 医療防疫体制の維持について

##### (1) PCR検査体制、感染者入院体制について

###### ① PCR検査体制（複数回答）

- |   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| a | 現在のやり方で良い            | 3名  |
| b | PCR検査をもっと受けやすくすべき    | 10名 |
| c | 検体採取できる場所を増やすべき      | 4名  |
| d | 1日に実施できるPCR検査数を増やすべき | 8名  |
| e | その他                  | 8名  |

- PCR検査について、「FAX依頼」、「ドライブスルー診療」、「発熱外来クリニック」の導入を評価する。
- 検査体制の拡充には基本的に賛成、最も重要なことは、速やかな隔離。
- 検査から結果が出るまでの時間短縮が必要。
- 抗体検査も含めて検査態勢を充実させる。

###### ② 入院体制（複数回答）

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| a | 現在のやり方で良い           | 8名 |
| b | 入院可能病床数をさらに増やすべき    | 2名 |
| c | 重症患者に対応できる病床数を増やすべき | 3名 |
| d | その他                 | 8名 |

- 常に状況分析と第2波、第3波に備えた入院体制の拡充を考えておく。
- 重症病床に重点を置いた医療提供体制の整備が、喫緊の課題。
- コロナ以外の高度医療提供との両立も配慮すべき。
- 病床数よりも、重症者の診療・看護に当たる医療専門職の確保が重要。
- 乳幼児や要介護者の感染時に、代替の保護対策の検討も必要。

### ③ 宿泊療養体制

- |   |            |    |
|---|------------|----|
| a | 現在のやり方で良い  | 7名 |
| b | 宿泊施設を増やすべき | 1名 |
| c | その他        | 8名 |

- 患者の利便性のため中南和での設置も望まれる。
- 現状で良いと思うが、爆発的な第2波第3波に備える措置が必要。
- 濃厚接触者の隔離体制も考える必要がある。

### (2) 感染防止対策について（自由意見）

- 大阪関連の感染経路が多く、奈良と大阪との往来の抑制対策が効果的で感染防止ができる。
- 手洗い、マスク、うがい、感染者の多い地域への往来を控える。
- 「新しい生活様式」を普及・定着させるための啓発が必要。

## 2. 現在の自粛要請解除の条件について

### (3) 社会経済活動の自粛解除の条件について（自由意見）

- 感染者の一定期間における発生数、病床使用率、重傷者の割合などにより判断が必要。
- 現状の県下の発生数及び大阪の発生数の低下傾向が維持されているうえに、感染経路がフォローされていれば、自粛解除は可能。現状は解除可能なレベルに入っていると考える。
- 奈良県内の感染経路不明者が一定期間増加しない状況が続いた場合。
- 医療体制をしっかりと整備し、県民に安心感を付与することが前提。
- 感染の実態を正確に把握することが不可欠で、新規発生患者と重症患者の減少が継続していれば可能。
- 新規患者数及び感染経路不明の患者数くらいを自粛解除の要件とし、これらの数値は流動的でも良い。

#### (4) 再度の自粛要請の条件について（自由意見）

- 県内の患者発生が連続し、専門病床24床で対応できなくなったとき。
- 大阪での自粛要請解除基準が維持できなくなったときには、同時に奈良県での感染者増加も危惧されるので、方針変更を検討すべき。
- 感染経路を把握できない感染者が急激に増加した場合、家族、会社などのクラスター以外の不特定多数が利用する施設での感染者が急激に発生した場合。
- 重症患者数の拡大あるいは、重症化率の増大。
- 特定の地域において感染者が急激に増加した場合に、その特定の地域。
- 緊急事態宣言の2週間前の数値に達したとき。

### 3. 経済活動について

#### (5) 自粛解除の業種、時期について

- |   |   |       |    |
|---|---|-------|----|
| a | 業種を分けて段階的に行うべき  | ..... | 2名 |
| b | 規模に応じて段階的に行うべき  | ..... | 0名 |
| c | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">業種・規模に応じて段階的に行うべき</span> | ..... | 9名 |
| d | 一斉に行うべき   | ..... | 0名 |
| e | その他   | ..... | 4名 |

- 社会生活上に密接した業種（製造業も含む）から段階的に行っていくのが良策と思う。
- ライブハウス、カラオケなど密集度が高く、アルコールを伴って感情が高揚する雰囲気醸成する場所でのリスクが高い。
- 遊興施設・遊技場・劇場・接待を伴う飲食店など、3密の濃厚度の高い業種は後回しにして、順次解除してはどうか。
- 大阪や京都に隣接している奈良県の実情を考えると、指標を定め、継続的に測定をしながら段階的に行うことがベストであろう。
- 県内及び近隣府県の感染者発生状況に応じた対応が必要。

(6) 経済活動について配慮すべき点

- a 経済活動の再開を優先的に考えるべき . . . . . 2名
- b コロナ感染拡大の危険性がある段階では、安易に  
経済活動の再開に踏み切るべきではない . . . . . 6名
- c その他 = 「総合的に判断すべき」 . . . . . 8名

- 家計の維持が必要で、経済活動は重要。
- 感染拡大の危険性が高い段階では自粛はやむを得ないが、数値を見る限りでは感染は抑制できているように見える。
- コロナと上手に付き合いながら克服する道を探る必要がある。
- 業界別、段階的、支援策等を総合的に検討・判断すべき。
- 感染者発生状況を踏まえて、段階的に再開されるべきであり、2次、3次の感染拡大に備えて医療体制への配慮も必要。
- 新型コロナ感染での命の危険、生活困窮による命の危険、どちらも守りながらの経済活動とすべき。
- 原点は「命を守る」ことである。
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を可能とする方策を具体的に示されたい。

**4. イベント・行事の自粛緩和について**

(7) イベント・行事の自粛緩和ができる状況・条件等（自由意見）

- 隣接する大阪・京都等で同様のイベント・行事が再開された場合に可。
- 感染対策が十分に行われていることを前提に、県内のみの小規模の会合・集会からスタートしていく。
- 3密を防止して実行できる基準を、具体的な手引きとして明示する。
- 感染者が毎日1～2名出ている状況であれば難しい。
- 先ずは県内の人のみの参加とする。オンライン化も検討。
- 自治体主催行事は、感染拡大のリスクを独自に判断して、十分な配慮の上、緩和してはどうか。

## **5. 施設の利用について**

### **(8) 県・市町村の施設の利用再開できる状況・条件等（自由意見）**

- 隣接する大阪・京都等で同様の施設の利用が再開された場合。
- 既に再開を検討する状況になっていると考える。公有施設は感染拡大防止策を講じているという前提で率先して再開を検討すべき。
- 図書館、博物館、美術館は早めに解除可。
- 飲料水以外の飲食禁止が必要。
- 感染予防対策の徹底、必要に応じて人数制限など混み合わない環境の確保が必要。
- 図書館や科学館など、不特定多数の人が触れる物品を対象とした施設は、消毒などの感染対策が必要。

## **6. 教育の再開について**

### **(9) 登校による学校教育の再開が可能な条件等（自由意見）**

- 自粛解除になった時。
- 学校再開には慎重な対応が求められる。早急にオンラインでの授業ができる IT の整備が必要。
- 県内の患者発生が0の日が一週間以上続き、入院患者が県の専門病床 24 床で対応可能となったとき。
- 県域、市町村域、校区などのレベルでの感染者の発生状況を考慮して再開可能なのではないか。ただし再開後、児童に発生が認められた場合は、各幼稚園、学校単位で対策を講じることとしてはどうか。
- 家庭において、手洗い・検温等児童生徒の健康管理が日々確実に行われる状況が必要。

- 県教委がガイドラインを整理して、各主体にその条件や配慮等の徹底を求める。
- 公立小中学校では、当該市町村内で一定期間に感染者が発生していない場合に感染予防対策を行ったうえで再開を行うことが可能。私立学校、高校、大学については、市町村、府県間の移動を伴うことが考えられることから、県全体としての自粛解除にあわせるべき。
- 子ども、教職員の命と健康を守り学校の安心安全確保が再開の可能条件。

#### (10) 教育再開における配慮が必要な事項（自由意見）

- ※ 手洗い、うがい、マスク、消毒、3密対応などは省略。
- 最初（1か月）は昼食なしで午前中だけで。
- グループ分けで時間差での通学、授業など。
- 公立小中学校の教員については、市町村、府県の移動が考えられることから、終息までの間一定の配慮が必要。（例えば宿舎の準備等）
- 平等に教育機会補償のため、機器設置や受信料問題などをはじめ、子どもと教職員のオンライン教育のための環境整備。
- 一クラス20人未満など少人数学級の実現とそのための教職員増員
- 子供たちの心理的ケアのためSCやSSW配置の拡充。
- 医療関係の専門家、教育関係者等の意見を聴き、学校における十分な感染防止対策を図ることが必要
- 休暇中の子どもたちのストレス対応。